

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和3年5月13日

新型コロナウイルス作業部会確認年月日 令和3年5月20日

事業名 アスリート等以外の大会関係者に対する新型コロナウイルス感染症のスクリーニング検査に係る業務委託

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	本件は、選手等以外の大会関係者に対し、定期的な新型コロナウイルス感染症に係るスクリーニング検査を実施するための業務を委託するものであり、新型コロナウイルス感染症対策調整会議及び公式プレイブック v2 において必要性が示されている事業である。よって本件は、令和2年12月4日の合意における大会の追加経費のうち、新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当すると考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本件は、大会運営の一環として行う事業であり、大会関係者に対する医療サービスの提供に係る既存事業との一体性を保つ必要のある事業である。よって、組織委員会が一括して執行した方が効率的かつ効果的であることを確認した。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なもので	選手等のみならず、大会関係者に対してスクリーニング検査を行うことは、大会全体の感染症対策を行う上で必要であることを確認した。 また、選手に接触する可能性のある大会関係者に対して検査を行うことは、選手が安全・安心な環境の下で大会に参加するために必要不可欠であり、本件は、新型コロナウイルス感染症対策調整会議及び公式プレイブック v2 においても必要性が示されている事業であることを確認した。	

あること	<p>効率性</p>	<p>本件は、検体を鼻咽頭拭い液ではなく唾液とし、検査対象者が自身で検体を採取することで、検体採取の要員として人工単価の高い医療従事者を不要とし、経費を削減するとともに、感染状況の悪化により医療スタッフの確保が困難な中でも確実に検査が実施できる体制を確保していることを確認した。</p> <p>また、大会関係者という大規模な対象者に対するスクリーニング検査を迅速かつ効率的に実施するために、各々の自室や用務先で検体を採取することで、検体採取スペースの確保に係る経費の削減に努めていることを確認した。</p>	
	<p>納得性</p>	<p>本件は、新型コロナウイルスの検査を取り扱う複数の業者から見積書を取得することで単価が妥当であるか検証しながら予定価格を決定するとともに、一般競争入札により受託業者を決定する予定としていることから、一般的な市場価格と比較しても適正であることを確認した。</p> <p>また、全国複数の場所で検体集荷が必要な点を勘案すると、単価が妥当であることを確認した。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<p>本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。</p> <p>また、V5予算内に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p>	